

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

開会に先立ちまして、7月1日付で、石塚和夫氏が副町長に就任されました。

副町長の就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいとの申出があります。副町長。

○副町長（石塚和夫君） おはようございます。

まず、最初に臨時会の冒頭、議長のお許しをいただき、このような発言の機会を与えていただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、6月開催の第2回定例会において、副町長就任へのご賛同を賜りましたことに対してましても重ねて心より厚く御礼を申し上げます。

平成29年3月、35年間勤務した和歌山県庁を定年退職し、その後、株式会社テレビ和歌山に常勤監査役として3年間勤務をさせていただきました。そして、昨年空席であった美浜町副町長の席にこの7月1日から就任させていただき、その職責の重さと責任の大きさに改めて身の引き締まる思いを深めているところでございます。

私、生まれも育ちも御坊市であります。今は美浜町民になった気持ちで精いっぱい働かせていただきたいと強く思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

さて、私、就任後直ちに各課の課長から町行政の今抱えている課題、問題、施策などについてヒアリングを行い、多岐にわたって美浜町のことを勉強させていただきました。その中で約7,000人余りの町民一人一人が地震、津波、風水害などといった自然災害から命と生活を守り、安心して安全に暮らすことのできる防災、減災の視点に立った住環境整備事業をはじめとして、子ども、若者、障害のある人、高齢者等々、全ての町民が健康で不安なく、心豊かに生活できる、そういった体制づくり、地域づくりの課題。さらには農業、漁業、商工業、観光などといった本当に美浜町を根本から支えている分野の活性化対策をはじめ、いろんな重要な施策が山積しております。そういったことに対しましても引き続き充実強化を図っていかねばならないというふうに思いますし、数多くの課題について認識を深めたところでございます。

加えて今、まさに直面している新型コロナウイルス感染症対策、中でも大きな影響を受けている町民、事業者への国、県、町単独の給付金、補助金制度、支援応援事業等のスピーディーで円滑な実施とまた感染拡大の懸念も今、非常に大きくなっている現状況下においては、さらなる感染防止対策の継続強化と啓発等についてもしっかりと取り組んでいかなければならない課題であると考えてございます。

いずれにしてもそれら施策、対策、事業展開を具体的に進めていくのは美浜町職員であります。副町長である私の職務は、藪内町長の補佐役でございますが、同時に重要な仕事はそれら町行政を推進する職員一人一人が健康で美浜町職員としての自覚と誇りを持って、町民目線で、全町民の幸せのために働ける、そういった環境をつくっていくのも私の重要な仕事の一つだというふうに考えてございます。いろいろと本当に至らないところばかり

であります。皆様のご指導、ご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和2年美浜町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。3番、谷口議員は、療養中のため欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、4番、北村議員、5番、龍神議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 工事請負契約の締結について、議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和2年美浜町議会第2回臨時会に上程いたしました議案2件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は工事請負契約の締結についてでございます。

新浜集会場新築工事の入札につきましては、去る7月6日に入札執行をいたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格1億35,509千円に対し、契約金額は1億34,090千円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字三尾853番地、株式会社玉井組美浜支店、支店長、西尾貴志氏でございます。

議案第2号は令和2年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億36,305千円を追加し、補正後の総額を49億60,665千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、事務局費補助金、公立学校情報機器整備費補助金は、小・中学校の学習者用端末の補助金でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の防止及び影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための補助金でございます。

学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校の保健衛生用品、教材等の購入費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、職員手当等は、みはま応援商品券事業の実施に伴う超過勤務手当でございます。

需用費と役務費の郵便料は、みはま応援商品券事業の事務費でございます。

学習者用端末設定費は、小・中学校の学習者用端末への支援ソフト導入費でございます。委託料、経済対策人材派遣は、産業建設課に1名、人材派遣するための委託料でございます。

備品購入費は、図書消毒機の実入費でございます。

負担金補助及び交付金、事業継続応援給付金は、国の持続化給付金への上乗せ措置でございます。

雇用調整助成金支援補助金は、国の補助対象となったことによる事業の廃案でございます。

赤ちゃん誕生臨時特別給付金は、特別定額給付金の対象とならない新たに住民となった新生児を対象に、赤ちゃん1人につき105千円を給付するものでございます。

みはま応援商品券事業補助金は、令和2年7月21日現在、住民基本台帳に記録されている者に対して、1人当たり10千円の商品券を発行するものでございます。

事業継続支援給付金は、国の持続化給付金の対象とならない売上高が前年同月比30%以上50%未満減少している事業者への給付金でございます。

経営継続補助金は、農業者・漁業者への支援策として農林水産省の経営継続補助金への上乗せ措置でございます。

中小企業小規模企業補助金（持続化）は、中小企業庁の小規模事業者持続化補助金への上乗せ措置でございます。

学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校の保健衛生用品、家庭における学習のために用いる教材等の購入費でございます。

教育費、教育総務費、事務局費、備品購入費は、小・中学校の学習者用端末の補助基準額の変更によるものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案2件について、提案理由を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） おはようございます。

議案第1号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

新浜集会場新築工事の入札につきましては、令和2・3年度美浜町建築業者ランク1の4業者と、ランク2で特定建設業許可を受けている1業者の合計町内5業者を指名し、去る7月6日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格1億35,509千円に対し、契約金額は1億34,090千円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字三尾853番地、株式会社玉井組美浜支店、支店長、西尾貴志氏でございます。

工事の概要につきましては、鉄骨造平屋建て、延床面積344.57㎡、駐車場、その他外構工事一式、工事用地面積は1,550㎡であります。補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、記憶違いでこの質問をしたら申し訳なかったんですけども、包蔵物云々と、調査を軽くするやに聞いた記憶があったので、その結果はどうだったのかという点と、その議案第1号の補助資料というんですか、それに入札結果調書、その中、その予定価格、調査基準価格、落札価格とそれぞれあって、この積算の具合がよく分からないんですけども、いずれにしてもこの価格を積算するにはそれぞれ適正な利潤というか、利益というのも入れた金額だというのが一般的なように聞いておりますので、それぞれ入っているのであれば、この調査基準価格、でもそれが適正な利潤が担保されるのであればそれ以上の場合とか、そもそも予定価格と10,590千円ほど違いますし、その辺の整理がちょっと自分の中ではなかなかできないので、少し分かるように説明していただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まずすみません、2点目の調査基準価格に関連するご質問にお答えさせていただきます。

まず、お手元の資料におきまして、右上のほうに調査基準価格、消費税抜きで1億12,600千円と記載させていただいております。この積算の、この金額を導き出すに当たりまして、国が定める計算式というか、ある一定の率がございまして、それに準拠しているところでございます。内訳につきましては、直接工事費の97%、共通仮設費の

90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%、これらを積み上げた結果、調査基準価格として1億12,600千円という金額が導き出されます。予定価格に対しまして、比率を申し上げますと91.4%ということになってございます。

国のほうが直接工事費の97%という基準を示し、それぞれの自治体に指導をしてきているところでございます。その理由につきましては、ダンピング受注の排除、いわゆる下請けへの悪影響、そういうところを考慮して調査基準価格及び50,000千円未満の工事ですと最低制限価格につきましては国が定める基準にのっとって発注していくようにという国の方針に基づいて、美浜町も同じ率を適用しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

1点目の包蔵物についての質問でございますが、吉原遺跡の発掘調査の件でよろしいでしょうか。

委託先につきましては、公益財団法人和歌山県の文化センターでございます。請負業者が町内の業者で有限会社塩崎工務店ということで、工期については令和2年6月18日から10月2日となっております。

先日、そちらの現場のほうに行って、文化財センターの職員のほうにもちょっと話のほうを伺いました。9月末までには調査のほうが終了するといったふうに聞いてございます。その調査に当たってですが、遺跡からの出土品についてですけれども、古墳時代1500年前ぐらいのつぼとか、江戸時代ぐらいの瓦などの破片、以前にはその付近の調査のほうも行ったということで、以前は新浜の消防車庫とか県道とか、松原の高台とか、そういったところについても調査のほうを行っております。そのときについては弥生時代2000年前ぐらいのものが出てきたといった、そういった話も聞いてございます。

文化財センターの技師いわく、よっぽどの物が出ない限り、この新浜集会所の新築工事については大丈夫やといった、そういうことも聞いているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1点目はそれではい。

国のそういう率があつて、それにしかるべきと。翻つていうと、その予定価格には通常適正な利潤も含めて予定価格が出ているやにというのが一般的な考え方というふうによく聞くんです。それが適正な利潤というのは、そういう考え方は調査価格には一切、特段反映されていないということですか。聞く意図は、その調査価格というか、最低、その調査価格でも適正な利潤が担保されるのであれば、今回みたいに98.95、四捨五入の数字だったら99になると思うんですが、数百万の9,300千ぐらいの差がありますので、利潤をどのように考えるのかという問題が出てくるやにあつてお聞きしたんで、もう一遍整理しますと、調査価格には適正な利潤という考え方があるのかないのかということだけ

お願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

調査価格というのは、私どもが示した予定価格に対する加減、いわゆるダンピング受注の排除という観点から適正な率を国が示しているところでございます。利潤というお話ですけれども、当然、この予定価格につきましては、資格をお持ちの設計士さんをお願いして積み上げてきたところでございます。そこで用いられる単価につきましてもその単価を設定する機関が市場調査なりを行って導き出した単価でございますので、当然のことながらそこには利潤というよりも適正な資材の単価、それから適正な設計内容というふうに私どもは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億36,305千円を追加し、補正後の総額を49億60,665千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策費の予算が主なものでございまして、今回の補正予算は全て補助事業でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、事務局費補助金、公立学校情報機器整備費補助金750千円の追加は、小・中学校の学習者用端末の補助金でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億34,055千円の追加は、感染拡大の防止及び影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための補助金でございます。

学校保健特別対策事業費補助金1,500千円の追加は、小・中学校の保健衛生用品教材等の購入費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、職員手当等250千円の追加は、みはま応援商品券事業の実施に伴う超過勤務手当でございます。

需用費1,969千円の追加、役務費、郵便料1,855千円の追加は、みはま応援商品券事業の事務費でございます。

学習者用端末設定費13,110千円の追加は、小・中学校の学習者用端末への支援ソフト導入費でございます。

委託料、経済対策人材派遣258千円の追加は、産業建設課に1名、人材派遣するための委託料でございます。

備品購入費858千円の追加は、図書館再開に伴う感染症対策として、図書消毒機の購入費でございます。

負担金補助及び交付金、事業継続応援給付金24,000千円の追加は、国の持続化給付金への上乗せ措置の追加でございます。

雇用調整助成金支援補助金3,000千円の減額は、国の補助対象となったことによる事業の廃案でございます。

赤ちゃん誕生臨時特別給付金2,625千円の追加は、特別定額給付金の対象とならない新たに住民となった新生児を対象に、赤ちゃん1人につき105千円を給付するものでございます。

みはま応援商品券事業補助金71,980千円の追加は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、商品券発行事業を行うものでございます。令和2年7月21日現在、住民基本台帳に記録されている者に対して、1人当たり10千円の商品券を発行するものでございます。

事業継続支援給付金12,000千円の追加は、国の持続化給付金の対象とならない売上高が前年同月比30%以上50%未満減少している事業者への給付金でございます。法人・個人事業者の区別なく100千円を給付するものでございます。

経営継続補助金4,655千円の追加は、農業者、漁業者への支援策として農林水産省の経営継続補助金への上乗せ措置でございます。補助額を国の補助対象経費の10%以内とし、133千円を上限に補助するものでございます。

中小企業小規模企業補助金（持続化）1,995千円の追加は、中小企業庁の小規模事業者持続化補助金への上乗せ措置でございます。補助額を国の補助対象経費の10%以内とし、国の補助金の区分ごとに異なりますが75千円から150千円を上限に補助するものでございます。

学校保健特別対策事業費補助金3,000千円の追加は、小・中学校の保健衛生用品、家庭における学習のために用いる教材等の購入費でございます。

教育費、教育総務費、事務局費、備品購入費750千円の追加は、小・中学校の学習者用端末の補助基準額の変更による追加でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 9ページの歳出の19番のところですけども、その事業に関わることですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、事業継続支援給付金、新たな施策についてなんですけれども、30%以上から50%未満の中での対象ということでありまして、30%以上と、前回は5月の中での支援策には30%以上減少しているところが対象ということでしたけれども、もう少し対象範囲を広げたほうがいいんじゃないかなという感じがあったんですけども、この30%以上ということ判断した理由についてお聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

国の給付金のほうでは、前年同月比マイナス50%以上、それから今回お示しさせていただいている美浜町の支援給付金につきましては、前年同月比で売上げが30%以上50%未満ということで設定させていただきました。具体的に例えばこの前年同月比の売上げマイナス30%が適正值なのか、マイナス5%が適正值なのか、20%が適正值なのかということにつきましては、それぞれの自治体の判断になろうかと思っております。県内の和歌山市から新宮市までの状況を調べてみたところ、中にはマイナス30%以上、中にはゼロ%以上、いわゆる町内の事業者一律全ての方に200千円を支給しますと、こういうような自治体もいらっしゃいます。その間でマイナス20%以上という自治体もおるわけですけども、そういった県内の状況を調べた結果、30%以上でと設定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、判断については美浜町の中での経営状況の様子を基にして判断というのではなくて、全体の、県内の各自治体の様子に基づいて判断されたということと理解してよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 県内のそれぞれの自治体を調べてみて、それを参考にさせていただいたということとでございます。

ご質問にありましたところの、実際、このコロナの影響で美浜町内の法人さん、個人事業者の皆様がどれだけの減少率というのは、なかなか現実的にちょっと調べる手段もない



というのがこれは現実的なところかと思えます。30%以上の設定につきましては、当然のことながら美浜町の商工会の職員の方とも相談した上で設定させていただいたところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 同じところですが、19で、関連ではないんですけども、赤ちゃん誕生臨時特別給付金、その下のみはま応援商品券事業補助金、これ対象は何人ですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、みはま応援商品券事業補助金についての対象人数でございますが、予算のほうに計上させていただいているのが、029人を見込んで予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

赤ちゃん誕生臨時特別給付金の対象につきましては、今年の4月28日以降から出生される予定の方を計上しておりまして、25名を計上しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 赤ちゃん誕生云々のほうは単純に掛け算したらあれで、少し疑問に思うのは、これ給付に関して事務費は要らないんですか。

それと次のみはま応援のほう、10千円掛け算したらこれ合わないですよ。先般、全協で説明受けた金額からすると結局は1,690千円ほど合わないですが、このあたり説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 赤ちゃん誕生臨時特別給付金の事務費についてですけども、申請いただく流れでいきますと、出生の届出を役場にきたときに、そのときに申請いただく形ですので、郵便の切手がいたりとか、そういうことがなかなかございません。それと振込手数料についても公金扱いで振込手数料もかからないということで農協のほうに確認しておりますので、事務費については計上させていただいておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

商品券事業についての事務費についてでございます。

まず、この全体事業費につきましては、76,054千円が商品券事業についての全体事業費でございまして、今回の商品券の配布については、70,290千円と、残りの部

分については事務費となっております。事務費の内訳については、超過勤務手当で250千円、消耗品費で500千円、これはコピー用紙とかトナーとか、そういった消耗品でございます。それと印刷製本費で1,469千円、こちらについては商品券の発送用封筒の印刷とか、商品券の印刷、そちらの分となります。郵便料、こちらについては1,855千円、こちらは商品券の発送の郵送料ということで簡易書留で郵送予定ですので、そちらの費用となっております。

最後に、みはま応援商品券事業補助金71,980千円のうち、商品券の配布の分については70,290千円と、残りの部分については商工会への事務費ということでお願いする分ということで、商工会への補助となっております。その補助金については1,690千円ということですのでけれども、その内訳としまして、商工会の事務費で420千円、それと事務消耗品費ということで、商工会でのコピーとかトナーとか、そういった消耗品費で150千円、印刷費320千円、こちらについては事業所の取扱いの目印というか、ステッカーとか、商品券の発送のときに同封しますチラシの作成費とか、それとか換金に対する費用750千円、通信費で50千円となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1,690千円の内訳は今説明受けたんで、その前に赤ちゃんのほう。それならね、この計上、目、節の説明までうじゃうじゃ言うのもあれかと思えますけれども、単純に10千円と分かりきったことで人数という単純に計算合わないですよ。それならその商品券補助金給付事業費とか何とか、これも委託契約でも何でもないんですか。商工会へ。どんな名目で1,690千円出すんですか。向こうさんに全てみはま応援商品券を配るというか、その事業として向こうで約72,000千円の事業を向こうに振ったという、そういう理解でいいのかな。それやったら向こうと委託契約か何かするわけですか。72,000千円もの事業を。何か、直接ここがするように思うと計上がないので、その1,700千円ほど不明だなと思ってお聞きしているわけで、それは何か透明性に欠けるといって語弊がありますけれども、ちょっとなかなか理解し難かった。もう一遍説明してもらえますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 商工会への事務費1,690千円についてご説明いたします。

こちらの補助金につきましては、支出方法等につきましては、美浜町補助金等交付規則に基づいて行う予定でございます。商工会のほうから申請いただいて、それに対して実績報告といったところ、通常の各種団体とか、そういったところにつきましても補助金等交付規則に基づいて行っているところでございますので、それと同じような形で行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明だと、このみはま応援商品券事業というのは、商工会がやる事業なんですか。商工会がそれをやるから補助金の申請をする、これは分かりますよ、今の説明ね。町がやる事業じゃないんですか。今の説明だと商工会がみはま応援商品券事業をやるから補助金の申請が来て、補助金出すという説明でしょう。違うのかな。それとも交付、補助金の回数というものは、それに係る事業だったらやっぱり直行というか、7,029とそれを分けてなかったらおかしいと違うんですかね。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

こちらの商品券事業につきましては、町の事業でございます。商工会のほうにお願いのほうをいたしまして、幾つかの事業というか、ステッカーの印刷とか、チラシの作成とか、換金とか、そういったことに対してお願いのほうをするということでございます。この予算の計上の仕方で71,980千円に対してですけれども、こちらについては全て商工会のほう、全てというか、全部が全部いきなり71,980千円を商工会のほうに支払うのか、その辺については、今後、商工会との話合いにはなるんですけれども、商品券の配布の70,290千円については、そちらについては、換金していただくための費用。残りの1,690千円に対しましては、商工会にお願いのほうをいたしまして、商工会に補助する費用といったところで、この細節で上がっております、みはま応援商品券事業補助金の71,980千円に対しましては、二段構えというか、換金の部分については70,290千円、商工会の事務については1,690千円ということで二段構えの予算となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 今、谷議員がおっしゃっているのは、委託契約になれへんかということを行っているんですよ。課長はお願いしてと言っていますけれども、お願いというのは聞こえはいいけれども、完璧に委託ですよ。今までこの新型コロナウイルスの件では、随分と商工会にもご苦勞をかけているんですが、いっそ委託契約にして、委託料というてちゃんとお支払いしたらどうですか。そのほうが分かりやすいでしょう。

それから住民課長、赤ちゃん誕生臨時特別給付金、赤ちゃんできたんで役場へ申請に来た、できましたよと。そのときに一緒に申請してもらおうというようなことを言っていますが、大体、そもそも言えば、役所というところは申請主義第一でしょ。自らもって申請をしますと来てくれたからそのときに申請してください、それは便利でいいですけども、ほんならなぜ今までそういったことをしなかったんですか。よくあるんですよ、住民課でも。例えば、離婚してこちらへ帰ってきた、子どもさんいてる。福祉手当ももらっていたけれども、今まで当然住民異動したら福祉手当ももらえるものやと思っているものが、もらえないんですよ申請しないから。こうなりますよね。だからなぜそういうことを今ま

でできなかったんかということですよ。お答えください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 高野議員にお答えいたします。

まず、予算の計上の仕方になろうか思います。高野議員おっしゃるように、委託料という予算の計上の仕方もあると思います。また、補助金での支出という予算の仕方もあると思っていますところでございます。なぜ今回補助金にしたかといったところですが、前回の昨年度のときに、プレミアム付商品券事業というのもございました。そのときの予算計上の仕方がこういった形で負担金補助及び交付金のほうで予算計上したといったところで、二通りの予算計上がある中で、今回の予算計上につきましても補助金での支出といったことでございます。ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 高野議員にお答えします。

確かに住民異動される場合に窓口来まして、いろんな手続きがございます。我々、自分のところの住民課のことだけではなく、他課のことについても横のつながりでできる限り漏れのないように手続きをするように努力はしておりますので、今後もその辺、努力して、漏れがないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の総務政策課長の答弁で、前回もそうだったと、もちろん今回もその間違っているとかそういうことを申し上げているわけ、そういう感じを指摘しているわけではなくて、ただ7,029人とやったのにこの1,690千円がどこに行ったのか。何で70,290千円で済むのに71,980千円になるのか。この補助金、そうじゃないですか。だからそのように透明性というか、うがった言い方をすると我々が預かり知らんという我々勉強不足になるんか分かりませんが、この議案書なりこの書面に出ている、出ないうちに特定のところにお金は委託契約的に事務費なり何なりということでお金が流れているということになりますよね。この書面だけ見ると、これ全部役場の中でするのかと思いますので、そうすると1,690千円はどこに行くのかという話になるというのが普通の考え方だと思います。以外は超勤手当なり消耗品とか印刷製本、郵便と全て細かく計上されているのに、この差額の1,690千円だけは全く分からないと。これが特定のところに勝手に流れて、流れていくという語弊がありますけれども、そういうことがないように、何もこの事業そもそも文句をつけているわけでは一切ないともう一遍申し上げておきますけれども、やはり事務費なら事務費で、事務費委託料であるとか、そんなふうな形ではっきり分かるようにしないと、70,290千円に71,980千円というのは誰が考えてもおかしい話になると思うんで、そこを私も当然副議長も問題と認識として質問したわけなので、その辺どうですか。今後、今回、説明をはっきり聞いたんであれですが、しっかりと、はっきりとしてほしいんですけども、その辺いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の71,980千円については、内訳として二本立てといったところでございます。1本目が商品券の配布で70,290千円、2本目が商工会への事務費ということで1,690千円、その合計額を商工会のほうへの補助といった予算計上をしているところでございまして、今後、そういったことに対して予算計上する際は、一度検討のほうをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 委託料のところが経済対策人材派遣ですけれども、これはどういった方をどのぐらいの期間で雇用されるんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、この金額の根拠につきましては、8月24日の月曜日から9月18日金曜日までの20日間、勤務時間につきましては、8時半に出勤していただいて、16時に退庁されると、そのような内容でございます。

ちょっと説明長くなりますけれども、今、経営所得安定対策直接支払推進交付金という国からの補助金がございます。これは国の農業施策について、その事務費を国が補助すると。一旦、町が受け入れまして、その後、農業者さんの任意団体にその全額を支出し、その団体が今1人美浜町に人材派遣として来てくださっている方がいらっしゃいます。今日も1階に座っております。その方、この農業の事業で8月24日の前に期間満了で切れまので、私ども、このコロナの経済対策の関係でどうしてもちょっと忙しくなってきたということもあって、引き続きその方に席に座ってお手伝いしていただきたいということでございます。その方、農業関係の関連でここ数年美浜町役場にある一定の期間お手伝いしてくださっている方でございます。産業建設課の内容もある程度把握されているということもございまして、今回、農業関係の期間満了に伴って、私どもが9月18日金曜日までの実質20日間を助けていただくと、そういう内容でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 質問したのはこういう今の時期ですので、人が集まるのかなと心配しておりました。これは期間8月から9月18日まで、それで用足るんですか。それぐらいの予定ですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） いろんな国の経済対策を受けて、町も法人さん、個人事業者さん皆様への支援策を打ち出してきているところでございます。その申請期間につきましても長いものでは令和3年正月明けてから令和3年2月ぐらいまで申請期間を受け付

けているという内容もございます。通常業務よりもなかなか少し多忙になるとは思いますが、けれども、現時点では9月18日までその方に助けていただきまして、その後は、また状況を見ながら職員の多忙の度合いも見ながら、それ以降は検討していきたいと、こんなに感じているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第2回臨時会を閉会します。

午前十時二十七分閉会

お疲れさまでした。